**平成２４年（フ）第７７号**
福岡県飯塚市津島526番地１　レーオ・ロイヤル102、前住所福岡県嘉麻市下臼井1169番地２
債務者　坂本　種時
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２４年（フ）第３８２号**
北九州市小倉南区湯川新町１丁目14番42号
債務者　占部　信一
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第３８９号**
福岡県遠賀郡岡垣町東山田１丁目12番12号
債務者　武谷　敏弘
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４１３号**
北九州市小倉北区竪林町４番１―401号
債務者　川部　美哉
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第４２８号**
北九州市小倉北区下富野３丁目９番３号　第一交通独身寮506号
債務者　川下　　裕
１　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１７号**
長崎県対馬市厳原町小浦144番地８
債務者　深井　嘉枝
１　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２４年（フ）第３７７号**
熊本市北区楡木３丁目８番99号
債務者　飯干　健二
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第３９１号**
熊本県宇土市旭町435番地１　市営住宅２―11
債務者　中嶋　　孝
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１８１号**
岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第７地割43番地２
債務者　藤原　作治
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２４年（フ）第２９号**
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口原102番地12
債務者　小山田利行
１　決定年月日時　平成24年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２４年（フ）第２８号**
石川県加賀市美谷が丘51番地の１
債務者　山下紀代美
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２４年（フ）第４４号**
石川県加賀市山代温泉22の14番地２　三栄ハイツ205号室、従前の住所福岡県北九州市小倉北区古船場町９番23―404号
債務者　佐田真智子
１　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２４年（フ）第５０３号**
神戸市須磨区潮見台町４丁目９番１号
債務者　酒井　夏子
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５０５号**
神戸市北区緑町８丁目１番10―204号、従前の住所神戸市兵庫区菊水町９丁目13番15号
債務者　永喜　雄一
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５２５号**
神戸市垂水区千代が丘１丁目６番32―706号
債務者　川端　達夫
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第５５７号**
神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号　那古の浦パークハイツ20Ｅ号、従前の住所神戸市灘区下河原通２丁目２番４号
債務者　河原熱帯魚店こと　尾割　俊彦
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部